

告示

埼玉県告示第八百八十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関から、次のとおり休止の届出があった。

令和六年七月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	所在地	休止年月日
田村クリニック	春日部市西金野井二九一― 一六三	令和四年九月一日
医療法人 あすなる会 板倉医院	ふじみ野市亀久保三―一二― 三六	令和六年四月一日
医療法人社団恵養会ふれ あい耳鼻咽喉科	所沢市西所沢一―二三―三 三階	令和六年六月一日